

広島県告示第 894 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定によって、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成 19 年 9 月 3 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 海岸名

福山海岸

2 地区海岸名

走島地区海岸

3 地先海岸名

唐船・走山地先海岸

4 区域

基点 1 から基点 15 までの各点を順次結んだ線及び基点 15 から補助点 2，補助点 1，基点 1 の各点を順次結んだ線により囲まれた区域（基点及び補助点の座標標示は、世界測地系による。）

5 点の位置

次表のとおり

基点 1	X = -183390.448	Y = 118145.930
基点 2	X = -183396.184	Y = 118157.907
基点 3	X = -183396.157	Y = 118158.406
基点 4	X = -183401.730	Y = 118158.710
基点 5	X = -183406.229	Y = 118187.450
基点 6	X = -183406.368	Y = 118188.340
基点 7	X = -183415.271	Y = 118240.260
基点 8	X = -183407.608	Y = 118242.103
基点 9	X = -183407.733	Y = 118242.793
基点 10	X = -183409.290	Y = 118245.318
基点 11	X = -183411.384	Y = 118250.056
基点 12	X = -183410.246	Y = 118250.734
基点 13	X = -183411.266	Y = 118256.393
基点 14	X = -183415.592	Y = 118260.397
基点 15	X = -183424.438	Y = 118258.928
補助点 1	X = -183459.775	Y = 118134.432
補助点 2	X = -183478.945	Y = 118249.877